



Building a better working world

研究開発税制を最大限に活用していますか？

特別試験研究費の税額控除（オープンイノベーション型）に係るサービス

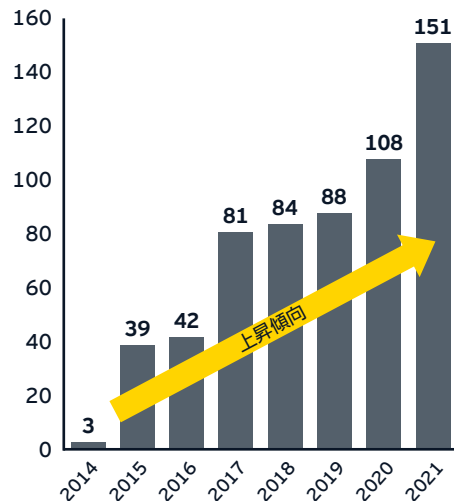
EY 税理士法人

令和3年度税制改正により、オープンイノベーション型の更なる運用改善

EYの豊富な知見・経験を最大限に活用することで
貴社をあらゆる面からサポート



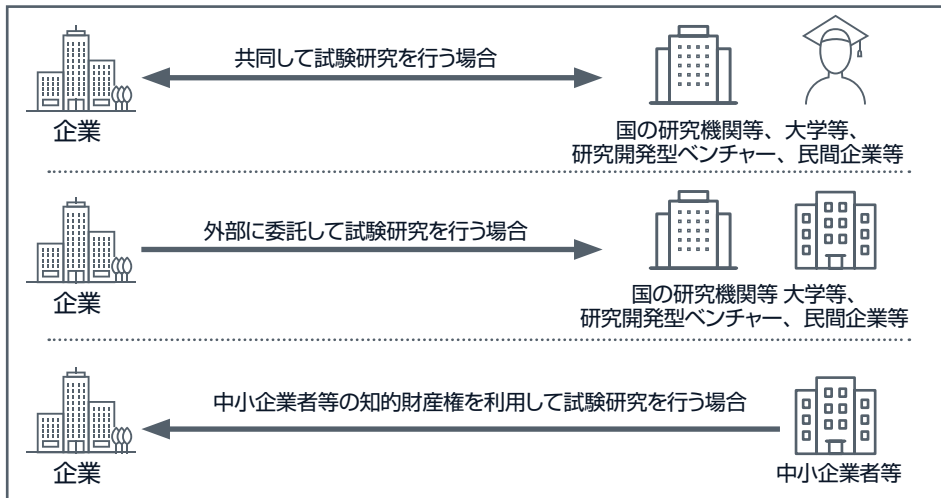
オープンイノベーション型適用金額
(単位:億円)



出所:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出)」, mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2022/index.html (2023年8月15日アクセス)を基にEY作成

オープンイノベーション型の税額控除とは？

- 研究開発税制の制度の1つで、企業が共同試験研究、委託試験研究を行った場合等、その共同試験研究、委託試験研究に要した費用等に一定の控除率（20%又は25%又は30%）を乗じた額を法人税から控除できる制度です。
- オープンイノベーション型は総額型の税額控除よりも高い税額控除率が適用できること、近時の税制改正により、対象範囲・控除上限の拡大、要件緩和等の措置がされていることから、適用金額も毎年増加しています。なお、制度の適用を受けるためには、費用の分担やその明細、成果の帰属や公表に関する事項などをあらかじめ契約書に記載する、また、特別試験研究費の額について相手方の確認を得る等、一定の手続きが必要となります。



http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/OItype_pamphlet.pdf を一部加工して作成

オープンイノベーション型のアクションプラン

- オープンイノベーション型の適用を受けるためには、主に以下の作業が必要になります。なお、作業の一部については相手方により異なります。

	×1年3月期			×2年3月期
	①	②	③	④
	契約手続き	研究開発の実施		監査の実施
	委託又は共同研究に係る契約締結	中間報告	委託又は共同研究完了（又は期末）	
税額控除を受けようとする法人	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の記載要件の充足可否について相手方と合意 ④の資料の対応可否を相手方に事前に確認 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）すでに締結済みの契約書が記載要件を充足していない場合に、契約変更等の対応可否を確認（①と同様の確認） 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認を行い、その内容を記載した書類に双方が署名捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 「総勘定元帳」等各費目の内訳が確認できる資料を相手方から入手し、「各費目の内訳書」を作成
相手方（大学、企業等）	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）契約書の記載内容の変更 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）契約書の記載内容の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認を行い、その内容を記載した書類に双方が署名捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 「総勘定元帳」を貴社に送付 「各費目の内訳書」の確認 ※費用額の集計表と領収書との突合は不要
EY	<ul style="list-style-type: none"> 上記契約書ドラフトを確認 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）上記契約書を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 上記書類を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 上記書類を監査

- オープンイノベーション型を適用するためには、共同研究あるいは委託研究の相手方の協力が必要になります。また、相手方が大学や民間企業等の場合は公認会計士・税理士等による監査も必要になります。企業の内部においては経理部門だけでなく、研究開発部門の理解と協力を得ることが重要で、これらの連携がスムーズであると適用可能性が高くなるといえます。

EYの主な提供サービス

- 特別試験研究費の監査
- EYでは上記の監査のみならず、相手方との間で作成する契約書や費目の内訳書等についての確認、関係証拠の整備、試験研究費の損金処理方針、特別試験研究費に該当する費用の範囲についてのアドバイス等も行います。
- また必要に応じて、相手方への説明や資料提供に関するアドバイス、貴社の経理部門又は研究開発部門に対しての説明会等も行います。

Contact

本サービスに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡下さい。

EY税理士法人

- 矢嶋 学 / パートナー
manabu.yajima@jp.ey.com
- 笠井 晃太郎 / アソシエートパートナー
kotaro.kasai@jp.ey.com
- 猪野 竜司 / アソシエートパートナー
ryuji.ino@jp.ey.com
- 加藤 城啓 / ディレクター
kunihiro.kato@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyを

ご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは ey.com/ja_jip/people/ey-tax をご覧ください。

©2023 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jip